

資料

目 次

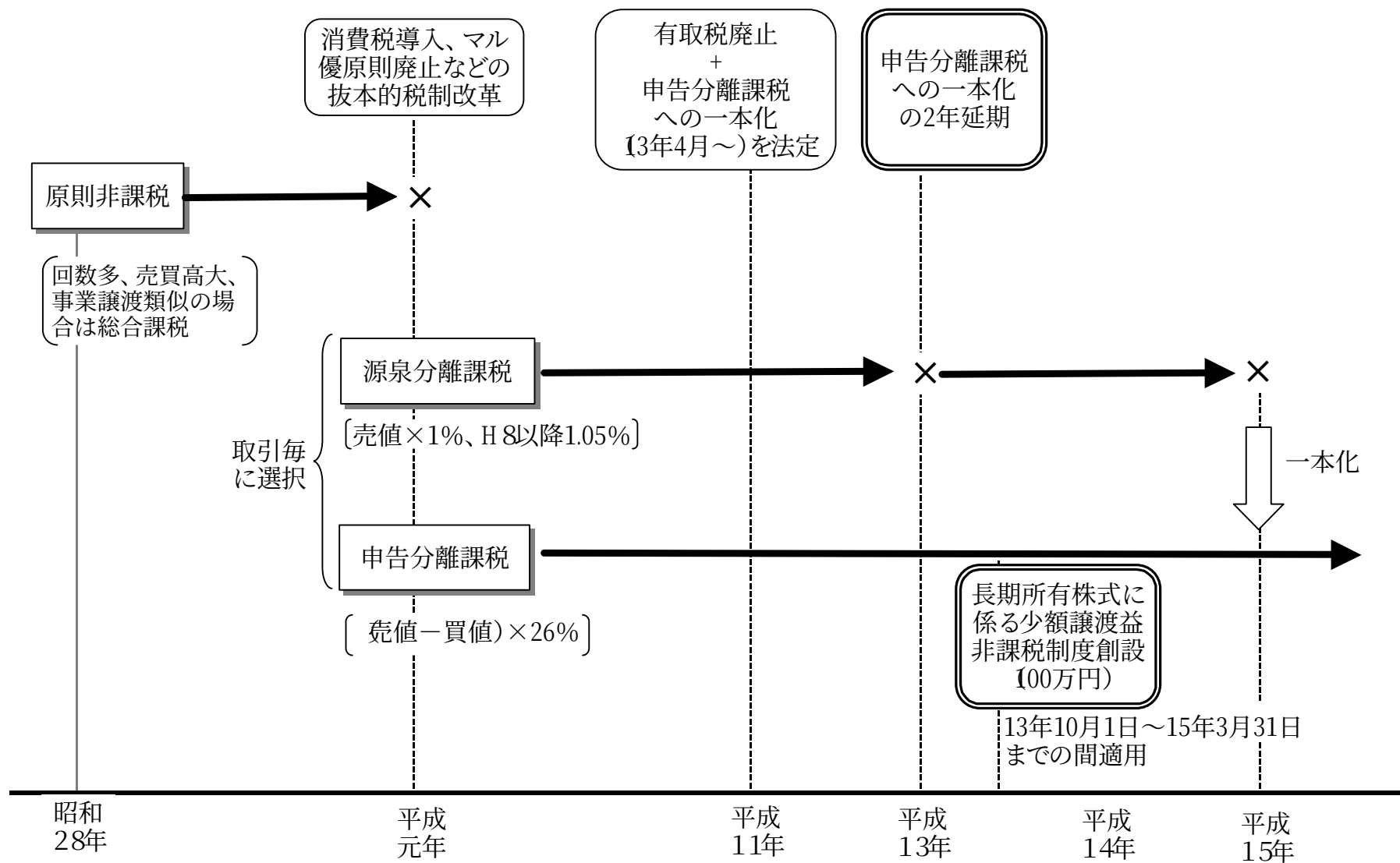
・ 各種の資産と課税関係	1
・ 株式譲渡益課税の適正化の経緯	2
・ 申告分離課税の実効税負担割合	3
・ 1世帯当たりの株式保有額の状況（個人株主）	4
・ 利子・配当・株式譲渡益に対する課税の概要	5
・ 株式等の年間収入階級別保有シェアの状況（第Ⅰ分位と第Ⅴ分位の比較）	6
・ 株式譲渡益課税の国際比較	7
・ 源泉分離選択課税制度の下での損失の繰越しの問題点	8
・ 株式取得価額の把握について	9
・ 「取得価額が不明な株式をお持ちの方へ」（日本証券業協会）	10
・ 配当課税制度の概要	11
・ 配当控除制度の概要	12
・ 1銘柄当たり所有株式数の状況（個人株主）	13
・ 証券投資信託の課税関係	14
・ 個人金融資産の残高	15
・ 個人の株式残高及び金融資産に占める割合	16
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）	17
・ 世帯人員1人当たり平均年間収入金額と平均貯蓄額	18
・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抜粋）	19

各種の資産と課税関係

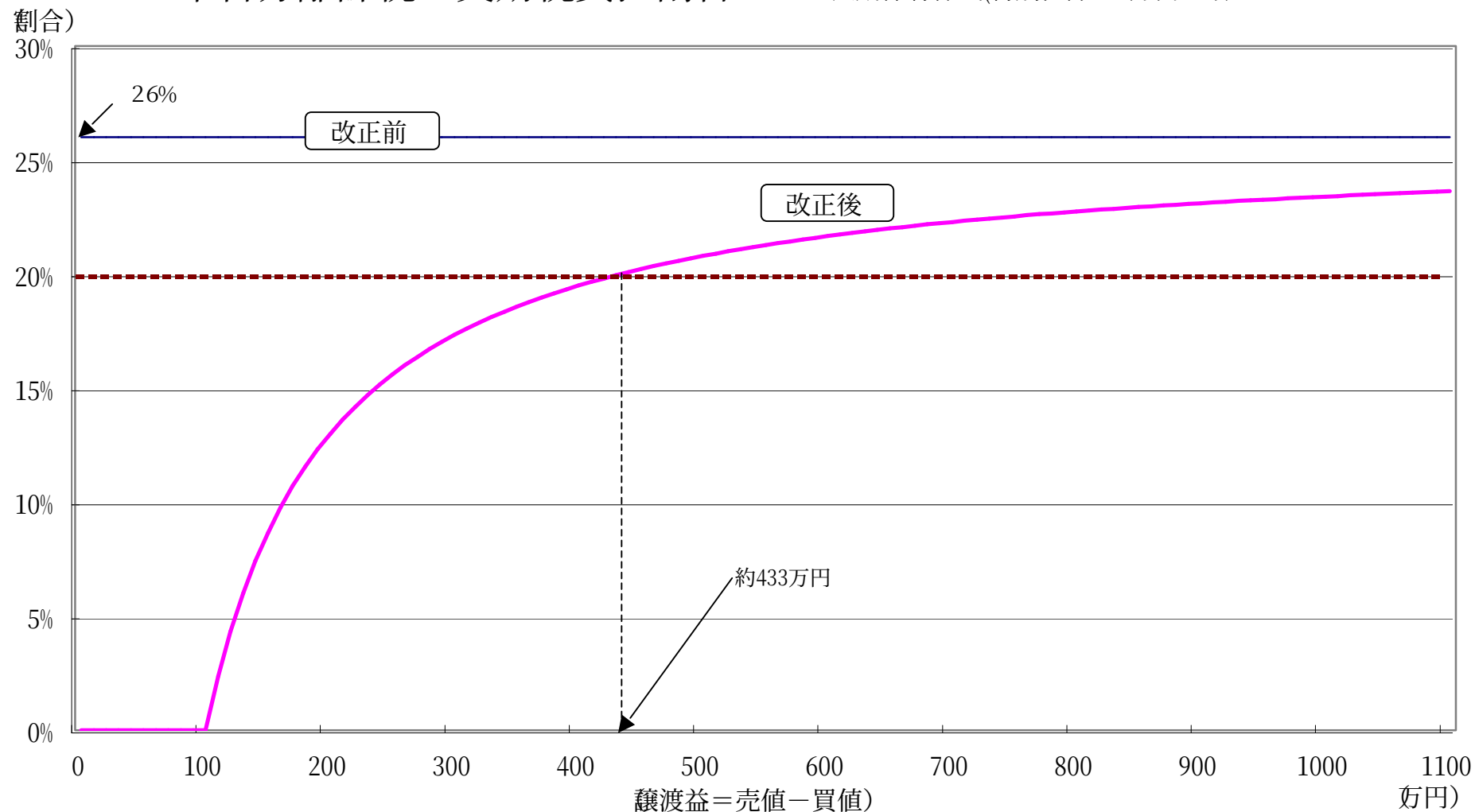
		保有資産の運用等による収益		保有資産の譲渡等による収益		備考	
預貯金		利子	源泉分離課税 (20%)			個人の預貯金口座数 約15億口座 延べ数) 老人マル優等あり	
公社債		利子					
投資信託	公社債投信	収益の分配					
	株式投信	収益の分配					
株式		配当	総合課税 〔20%源泉徴収〕 配当控除 ※少額配当の場合、申告不要あり	譲渡益 売値－買値)	申告分離課税 (26%) 源泉分離課税 売値×1.05%)	個人株主数 約3000万人(延べ数) 集数約700万人 推計))	
商品先物				売買差金	申告分離課税 (26%)	委託者数 約 10万人 約95%が個人)	
保険				満期保険金 保険金－掛金)	総合課税 (一時所得)	生保控除適用者数) 約3,600万人 (1年分) 損保控除適用者数) 約2,000万人 (1年分) } 注)	
不動産 (土地)		不動産所得 (＝地代収入－必要経費)	総合課税	譲渡益 売値－買値)	短期	総合課税 (上乗せ方式)	譲渡件数 98万件 (1年度) 収用等の特別控除あり
					長期	分離課税 (26%)	

注)税務統計 民間給与の実態 (生保控除3,004万人、損保控除1,563万人)」、申告所得税の実態 (生保控除623万人、損保控除460万人)」の単純合計である。

株式譲渡益課税の適正化の経緯



申告分離課税の実効税負担割合……………長期保有株式(特別控除100万円あり)



(参考) ・個人の平均年間売買回転率は0.35回 (個人の保有株式数と年間の売却株式数から推計)
 ・利益率10%の場合
 ⇒ 譲渡益433万円に対応する株式の保有総額 = 約1億2300万円

1世帯当たりの株式保有額の状況（個人株主）

株式保有額	構成比	累積構成比
～500万円	69.8%	69.8%
～1000万円	15.1%	85.0%
～3000万円	11.6%	96.6%
～5000万円	1.6%	98.2%
5000万円～	1.8%	100.0%

参考)個人の平均株式保有総額 589. 1万円

備考)証券広報センター「平成12年度 証券貯蓄に関する全国調査」より作成

利子・配当・株式譲渡益に対する課税の概要

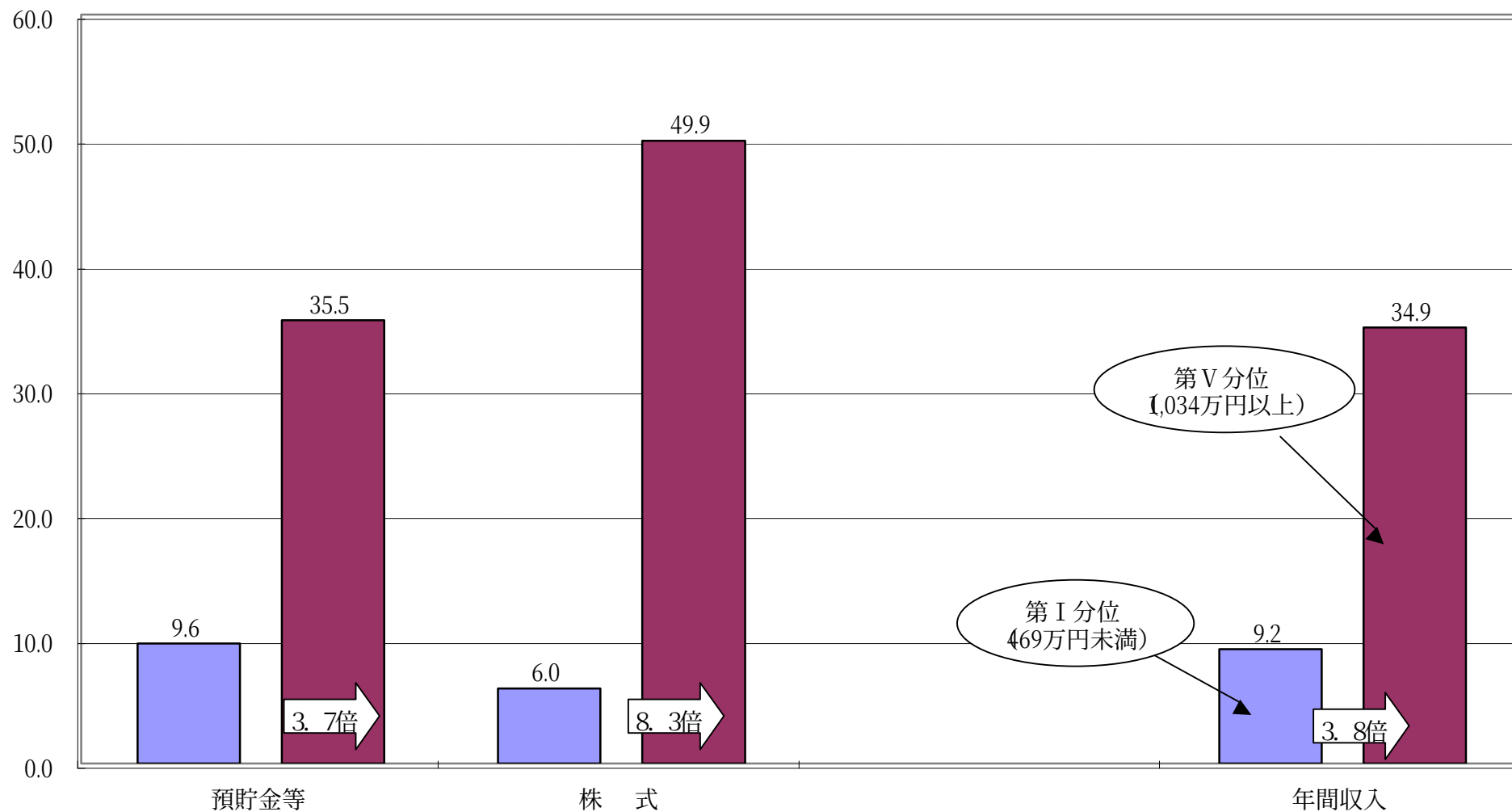
	預貯金の利子	株式の配当	株式の譲渡益	
所得の性質	毎期経常的に受取り	毎期経常的に受取り	売却により実現	
	金融機関が運用し、 約定額を受取り	・発行会社の業績により変動 ・株主権を有する	投資家が売却のタイミングを選択できる	
課税対象となる所得	利子受取額	配当受取額（注1）	売り値－買い値	
課税の仕組み	源泉分離課税 （20％） 老人マル優等	総合課税 （20％源泉徴収、配当控除） 〔1銘柄年1回10万円以下〕 の場合申告不要あり	申告分離課税 （26％） 特別控除 100万円	源泉分離課税 〔みなし利益課税〕 （売値の1.05％）
備 考	大量性、反復性の特性	（申告不要制度） ・9割超（注2）の株主が少額配当の対象。実質的な税負担は利子以下	（源泉分離選択課税） ・諸外国に例のない「みなし利益課税」 ・申告分離への使い分けにより税負担の意図的な軽減が可能 （100万円特別控除） ・約433万円の譲渡益まで税負担は利子以下	
	約15億口座(延数)	個人株主数 約 3,000万	(延数) 約700万人 (実数（注3）)	

（注1）株式等を取得するための負債利子を控除可。

（注2）全国証券取引所協議会「株式分布状況調査」による。

（注3）銘柄の重複を除いた株主の実数の推計値（証券広報センター「証券貯蓄に関する全国調査」による。）

株式等の年間収入階級別保有シェアの状況 第Ⅰ分位と第Ⅴ分位の比較)



備考)総務省 貯蓄動向調査報告【2年分】(勤労者世帯)より作成

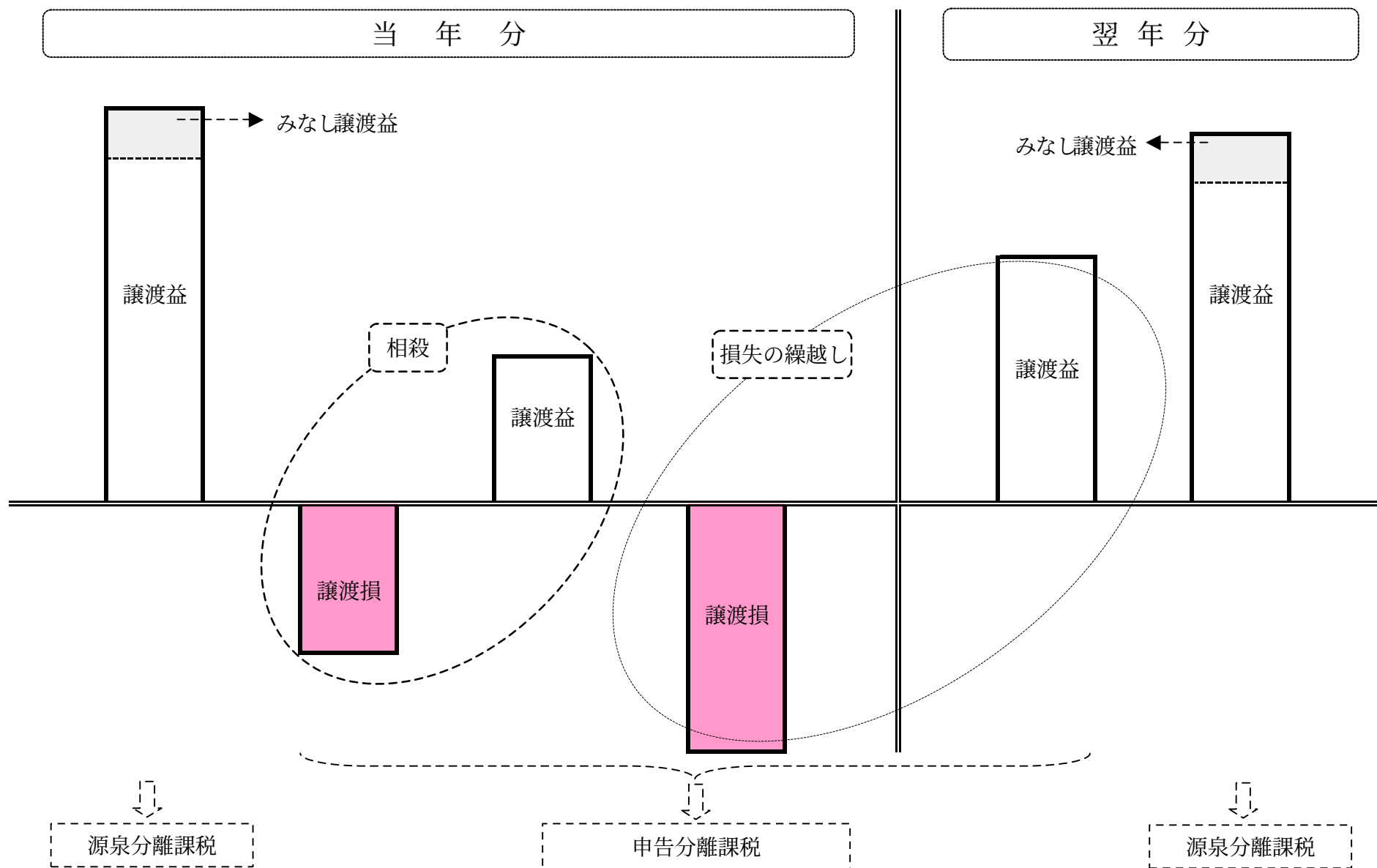
株式譲渡益課税の国際比較

(2001年7月現在)

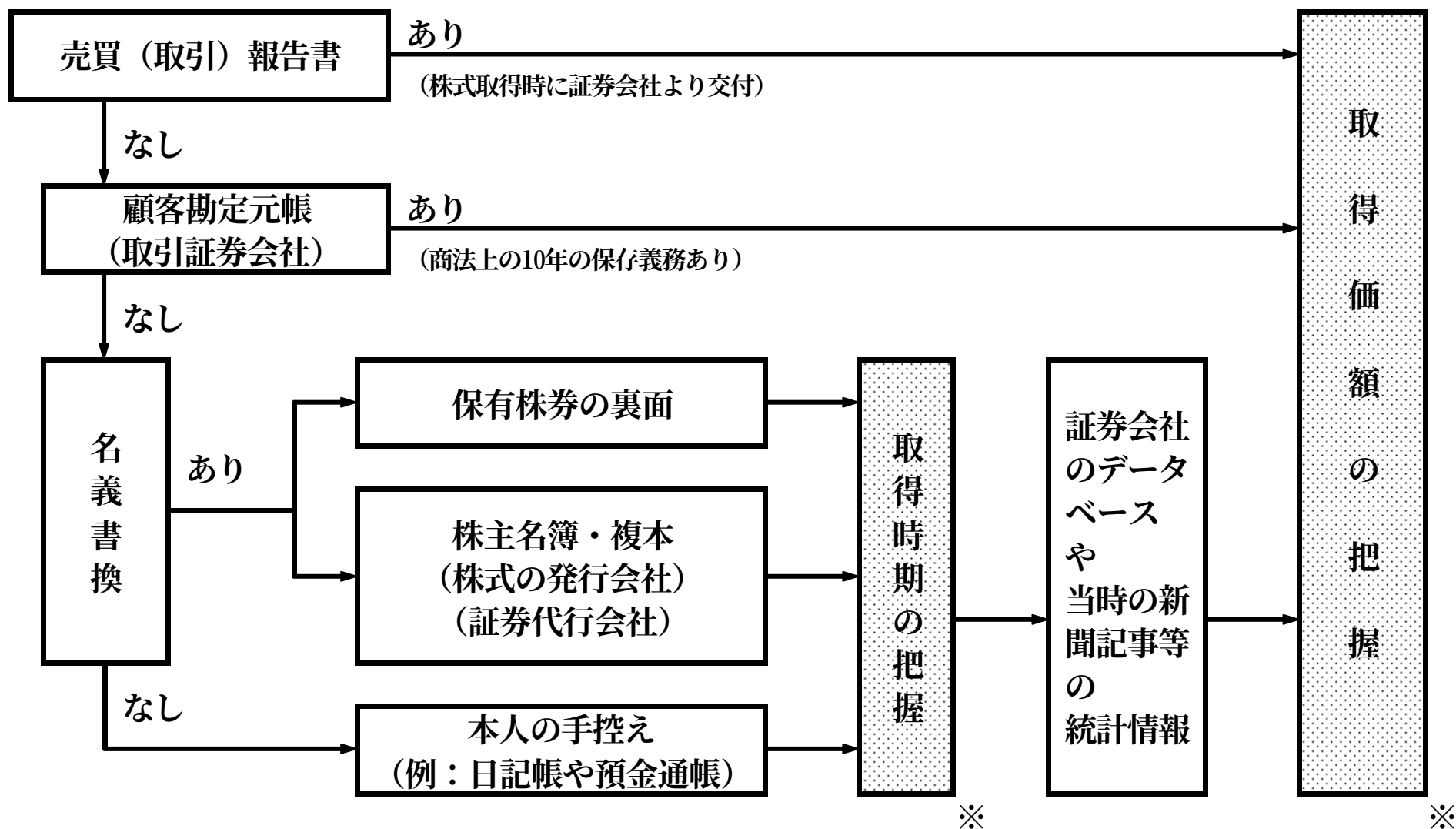
	日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	いずれかの方式を選択		総合課税	総合課税	一定のものを除き 非課税 〔 投機売買等 については 総合課税 〕	申告分離
	申告分離	源泉分離				
税率	20% + 住民税 6%	みなし譲渡益 に対し20%(住 民税非課税) ↓ 売値×1.05%	10～38.6% + 地方税 〔 12ヶ月超保有は 10%、20% + 地方税 〕	10、20、40%	19.9～48.5% + 連帯 付加税 税額の5.5%)	26%
非課税限度等	年間譲渡益 100万円が非 課税(長期保有 上場株式等)		なし	土地等の譲渡益と合 わせて7,500ポンド 約 130万円)が非課税	他の投機売買所得と 合わせて1,000マルク 約5万円)が免税 超 えれば全額が課税)	年間の売値5万フラン 約80万円)が免税 超えれば全額が課 税)
譲渡損失の繰越控除	不可		可	可	不可	可
譲渡損失の損益通算	不可		可 (土地等含め 3000ドル 約36万 円)を限度)	不可	不可	不可

(注) アメリカのニューヨーク市の場合 28%程度 (12ヶ月超保有の場合)
(備考) 為替レートは、1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円。

源泉分離選択課税制度の下での損失の繰越しの問題点



株式取得価額の把握について



※ 納税者の選択により譲渡収入金額の5%を取得価額としても差し支えない。

※ 名義書換の日をもって取得時期としても差し支えない。

TAX INFORMATION

— 株式等譲渡益について確定申告をされる場合 —

取得価額が不明な株式をお持ちの方へ

Step 1

証券会社は、お客様との「取引記録」を10年間は保存しております。
まずは、取得された証券会社にお問合せください！

Step 2

証券会社にお問合せしても分からない場合には、取得価額を証明するような周辺資料（買付け時の取得代金の払込みを証する預金通帳、振込票等、又は、名義変更した日を裏付ける書類等とその時の相場）に基づき、取得価額を計算することができます。

Step 3

取得価額に関して、「収入金額の5%に相当する金額」を取得費として譲渡所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする、という取扱いがありますが、この取扱いは、「買い値が不明な場合は一律5%とする」趣旨ではありません。

（所得税基本通達 38-16、48-8）

取得価額を推認できる合理的な資料がある場合には、それにより申告をすることができます。

【参考】所得税基本通達

38-16（土地建物等以外の資産の取得費）

土地建物等以外の資産（略）を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、（略）収入金額の100分の5に相当する金額を取得費として譲渡所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。

48-8（有価証券の取得価額）

有価証券を譲渡した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、（略）収入金額の100分の5に相当する金額を有価証券の取得価額として事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。

（現行税法では、株式等譲渡益について源泉分離課税の選択が認められておりますので、源泉分離課税を選択した取引について確定申告をする必要はありません。）

※ この資料は、一般的な税務上の説明を目的としております。実際の税務上の質問及び対策などは税理士等にご相談ください。

日本証券業協会

配 当 課 税 制 度 の 概 要

区 分	概 要	
	所 得 税	住 民 税
利 益 の 配 当 ・ 剰 余 金 の 分 配 等	総 合 課 税 (20% の 源 泉 徴 収)	総 合 課 税
	源 泉 分 離 選 択 課 税 (35% の 源 泉 徴 収)	
	確 定 申 告 不 要 (20% の 源 泉 徴 収)	非 課 税

○ 配当控除

個人が総合課税の配当所得を有する場合には、次の金額を「配当控除」として税額控除する。

- ① 課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分 その配当所得の10% (所得税)、 2.8% (住民税)
- ② 課税総所得金額等が 1,000万円超の部分 その配当所得の 5% (所得税)、 1.4% (住民税)

配当控除制度の概要

〔配当控除額〕

内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配及び特定投資信託の収益の分配等に係る配当所得を有する場合には、一定の金額を配当控除額として税額控除ができる。

① 課税総所得金額が 1,000万円以下の場合

配当所得の金額×10%（住民税 2.8%）

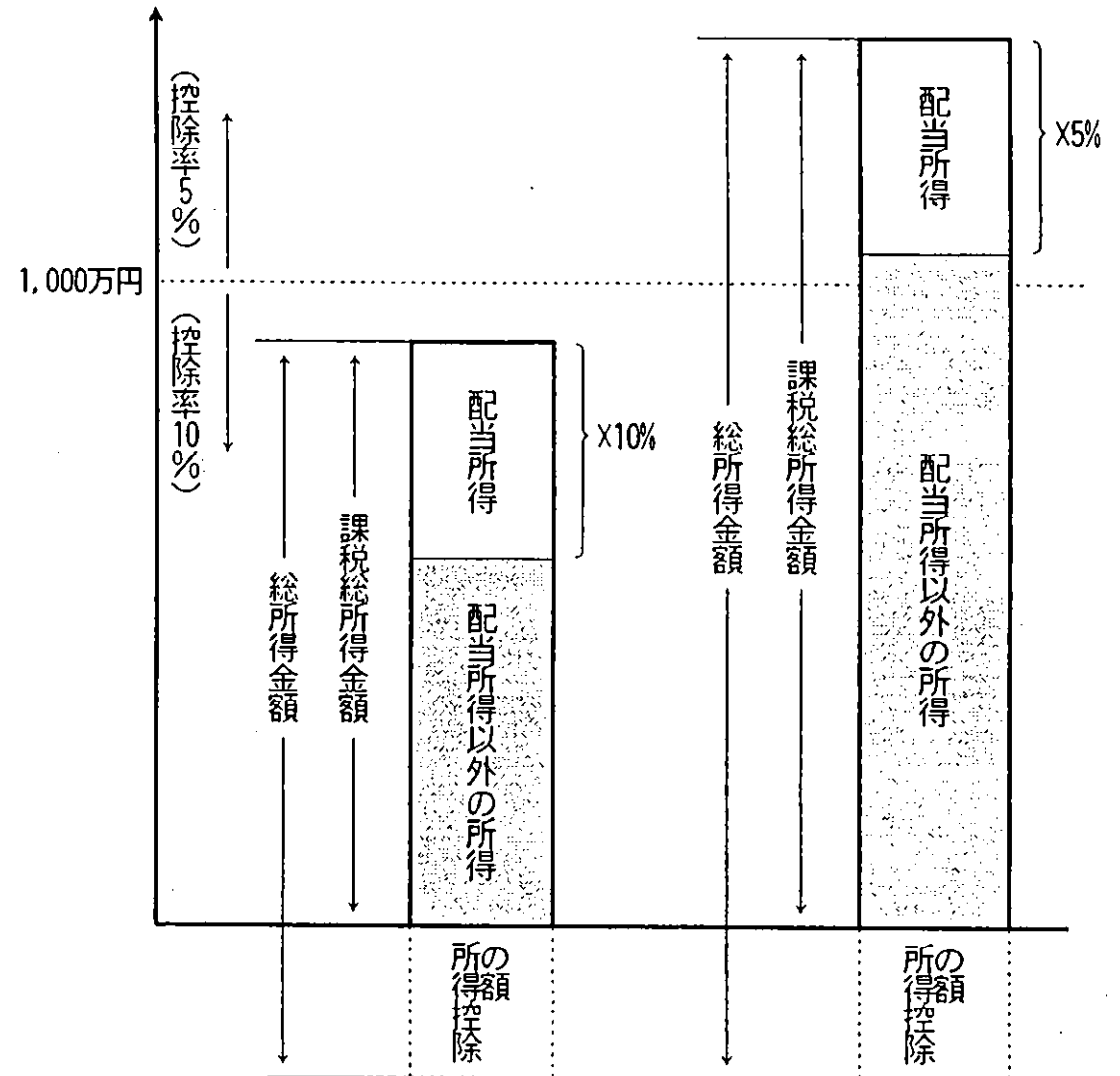
② 課税総所得金額が 1,000万円超の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{配当所得の金額のうち、課税} \\ \text{総所得金額から1,000万} \\ \text{円を差し引いた金額に達する} \\ \text{までの部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{配当所得の金額} \\ \text{のうち、(A)} \\ \text{以外の部分の金} \\ \text{額} \end{array} \right] \times 10\%$$

（住民税 1.4%） （住民税 2.8%）

※ 配当控除額がその年分の所得税額を超えるときは、配当控除額は、その所得税額を限度とする。

（参考）



1銘柄当たり所有株式数の状況（個人株主）

1株額面50円の1割（5円）が 配当されるとした場合の配当金額	所有株式数	構成比	累積構成比
↓	～5千株	79.0%	79.0%
～5万円 ←	～1万株	10.3%	89.3%
～10万円 ←	～2万株	5.9%	95.2%
	～5万株	3.3%	98.5%
	～10万株	0.7%	99.1%
	10万株～	0.9%	100.0%

注) 1 平成11年度株式分布状況調査（全国証券取引所協議会）より作成

2 1単位＝1000株として計算している。

3 「～2万株」「～5万株」の計数については、1万株以上5万株未満の株主数を按分して推計した。

○ 証券投資信託の課税関係

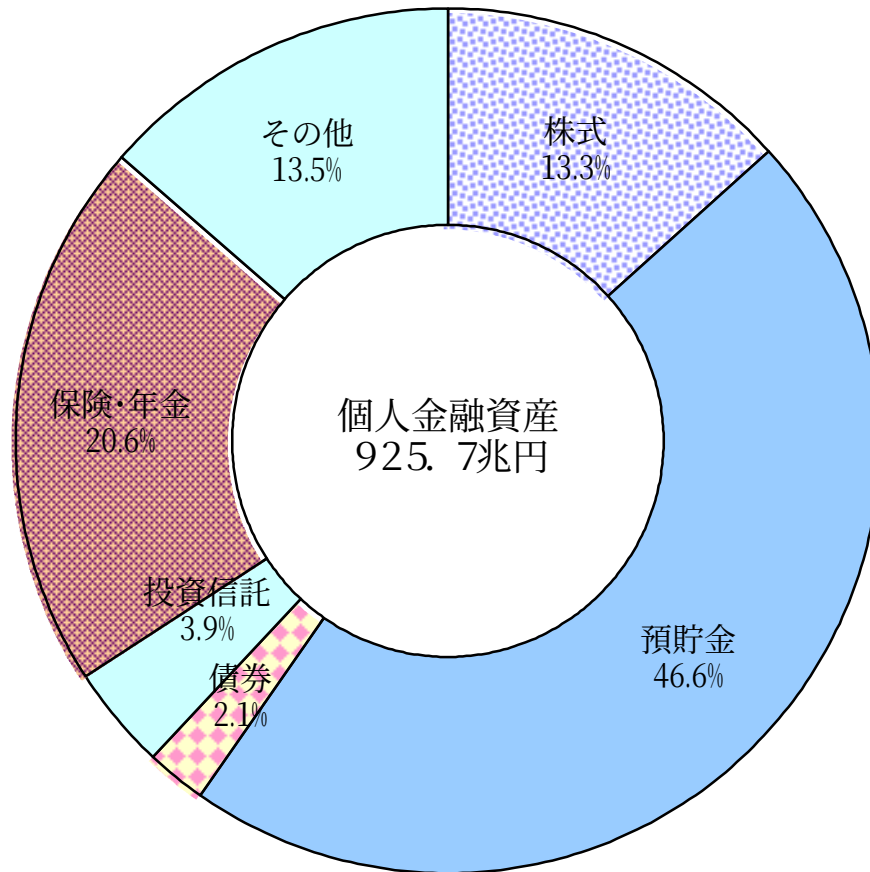
区分 税の取扱い		公 社 債	証 券 投 資 信 託			株 式
			公社債投資信託	株式投資信託	上 場 株 式 投 資 信 託 (ETF)	
			公募・私募	公募（注1）	公 募	
所 得 区 分		利 子 所 得	利 子 所 得	配 当 所 得	配 当 所 得	配 当 所 得
収 益 課 税	20%源泉分離課税	○	○	○	×	×
	総 合 課 税 (20%源泉徴収)	—	—	×	○	○
	少額配当申告不要 (住民税非課税)	—	—	×	○	○
	配当控除	—	—	×	全額	全額
	35%源泉分離選択 (住民税総合課税)	—	—	×	×	○
譲 渡 所 得 課 税		×	通常は解約 ↓ 収益課税	通常は解約 ↓ 収益課税	○ (注2)	○ (注2)

（注1）私募については、収益は総合課税（20%源泉徴収）、譲渡所得は課税。

（注2）所得税について源泉分離課税を選択した場合には、住民税は非課税。

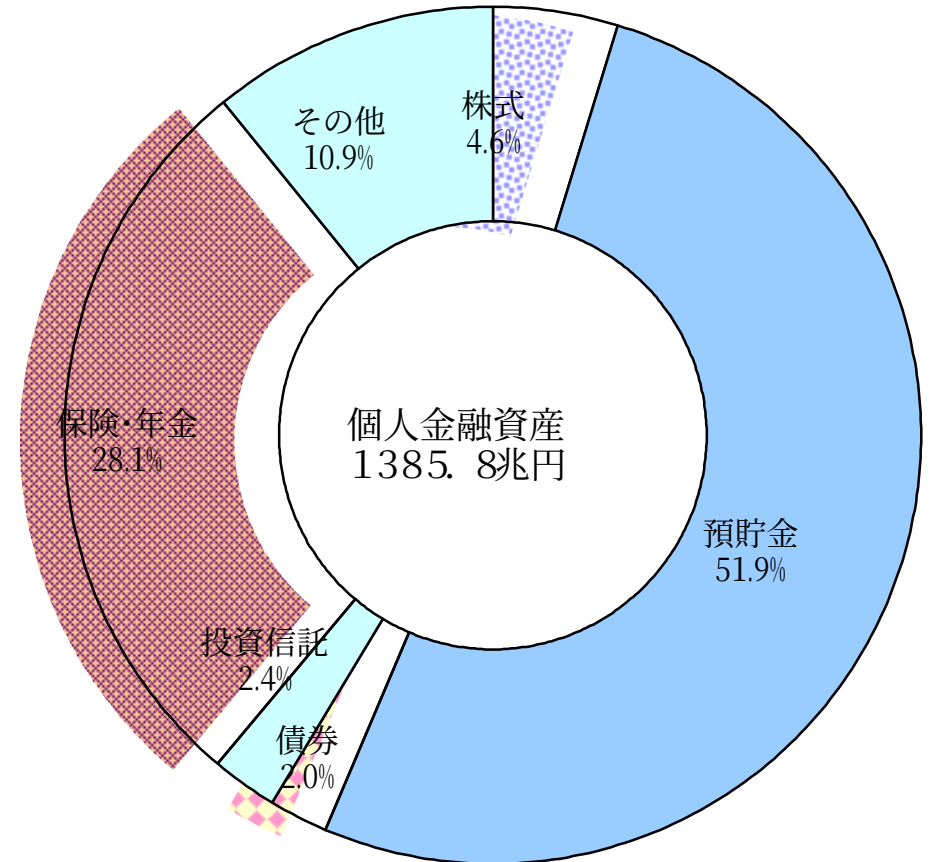
個人金融資産の残高

平成元年度末



日経平均株価 : 29,980.45円

平成12年度末(速報)



日経平均株価 : 12,999.70円

備考) 日本銀行「資金循環統計」より作成

個人の株式残高及び金融資産に占める割合

	1984年末		1989年末		1994年末		1999年末	
	残高	割合	残高	割合	残高	割合	残高	割合
日 本	44,990	8.4%	124,154	13.8%	66,448	5.5%	91,982	6.4%
(日経平均)	11,543		38,916		19,723		19,834	
アメリカ	13,436	15.6%	22,051	16.2%	30,474	15.9%	85,425	24.2%
(ダウ工業株平均)	1,212		2,753		3,834		11,497	
ド イ ツ	367	1.9%	777	2.9%	3,337	6.8%	8,957	12.7%
(DAX指数)	—		—		2,107		6,958	

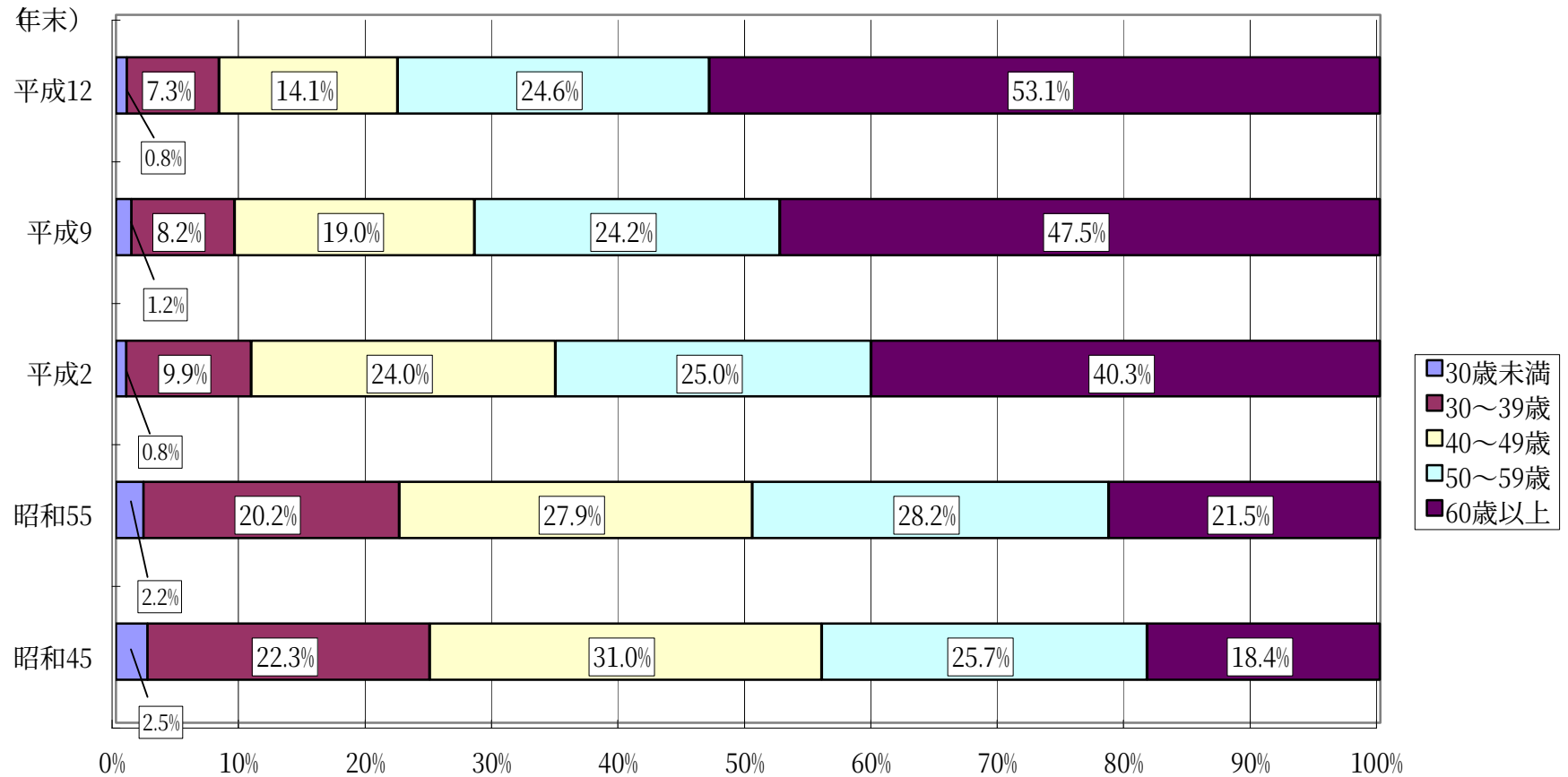
(備考) 日本銀行「国際比較統計」より作成

(注) 1. 統計の見直しにより1989年末以前の計数と1994年末以降の計数は不連続である（1994年末の日本の計数は年度末のものである。）。

2. ドイツについては、1984年末及び1989年末は旧西ドイツベースの計数である。

3. 単位は日本：十億円、アメリカ：億ドル、ドイツ：億マルクである。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高 構成比)

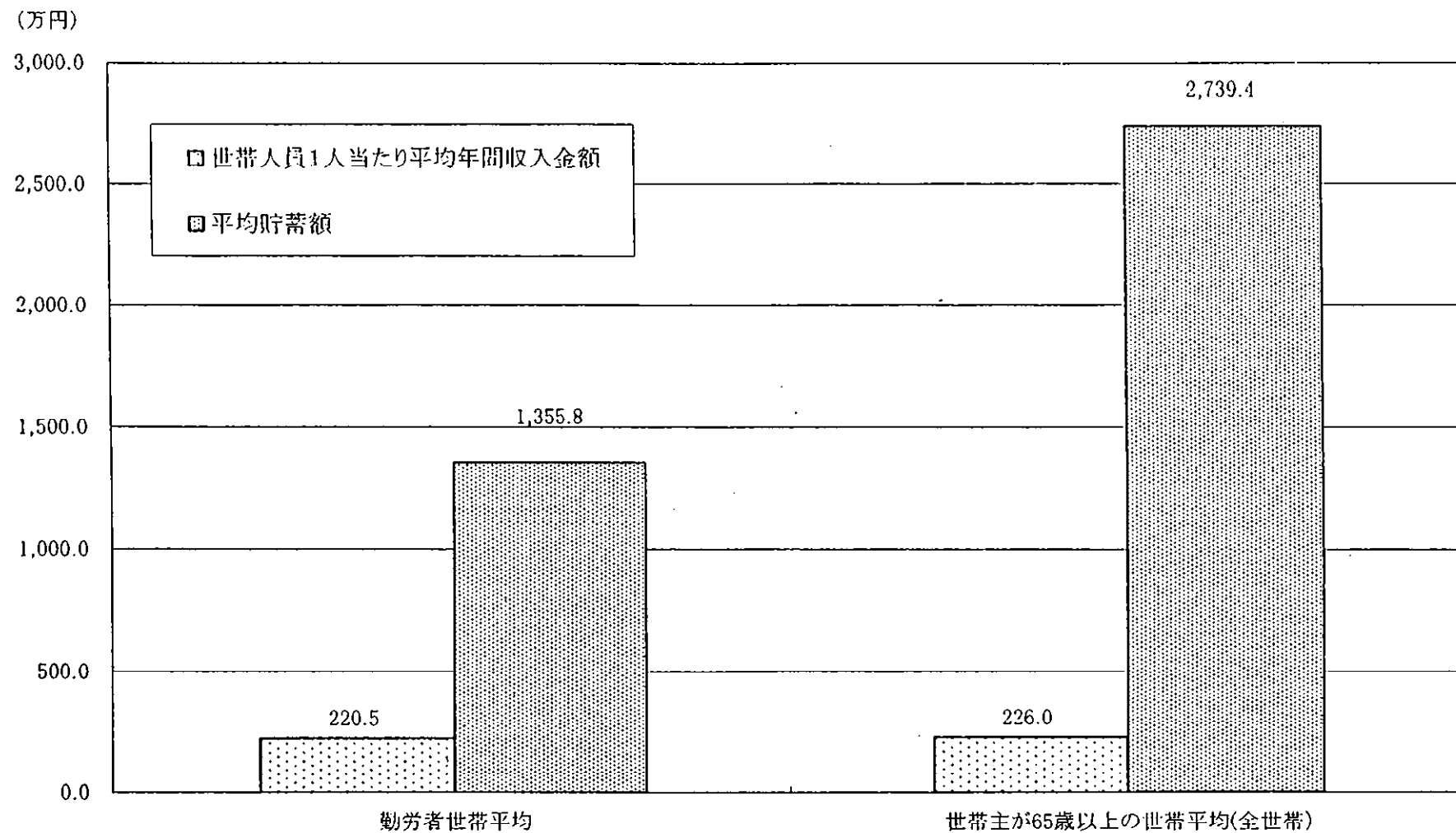


資料)総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯・単身世帯等を除くを調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

世帯人員1人当たり平均年間収入金額と平均貯蓄額



(備考) 総務省「貯蓄動向調査報告(平成12年)」より作成。

今後の経済財政運営及び経済社会
の構造改革に関する基本方針
(抜 粋)

平成 13 年 6 月 26 日
経済財政諮問会議

第 1 章 構造改革と経済の活性化

3 経済の再生

(5) 資産市場の構造改革

(i) 証券市場の構造改革

証券市場の活性化のためには、企業が活性化し、収益力を高めることが基本である。しかし、同時に、市場監視・取締体制の充実、インサイダー取引や株価操縦等不公正取引に対するルールの明確化、会計基準・会計監査を一層厳格化することなど、インフラの整備も必要である。さらに、個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。